

# 技術提案書作成要領（例）

総合評価落札方式（簡易型運用版）

工事名 鷹巣治山工事

## 1 技術提案書の構成

(1) 技術提案書の構成は、次のとおりとする。

### 【競争参加資格確認申請書】

- ① 提出文書 . . . . . 別記様式 1 - 1
- ② 提出書類一覧 . . . . . 別記様式 1 - 2
- ③ 資格確認通知書の写し及び支店・営業所の場合の所在地確認資料
- ④ 同種工事の施工実績 . . . . . 別記様式 2
- ⑤ (様式 2) に係る CORINS 登録や契約書の写し及び工事内容が確認できる資料
- ⑥ 配置予定技術者の資格・工事経験 . . . . . 別記様式 3
- ⑦ (様式 3) に係る資格者証の写し及び雇用証明並びに経験を証明する資料
- ⑧ 経営・安全管理等の状況 . . . . . 別記様式 4 及び (付表)
- ⑨ (様式 4) に係る退職金共済事業の加入証明書等の写し並びに総合評定値通知書の写し

### 【技術提案書】 . . . . . [別記表紙]

- ⑩ 企業の施工実績 . . . . . 別記様式 5
- ⑪ (様式 5) に係る工事成績評定書の写し及び表彰状の写し
- ⑫ 配置予定技術者の能力 . . . . . 別記様式 6
- ⑬ (様式 6) に係る工事成績評定書と CORINS 登録の写し及び資格者証等の写し並びに継続教育証明の写し
- ⑭ 地域貢献の状況 . . . . . 別記様式 7-1 及び 7-2
- ⑮ (様式 7-1 及び 7-2) に係る活動実績を証明する資料
- ⑯ ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組(別記様式 8-1 及び 8-2)
- ⑰ (様式 8-1 及び 8-2) に該当することを証明する書類

### 【別添】 工事における賃上げの表明した企業等の技術提案書について

- (2) 技術提案書のサイズは A 4 とする。
- (3) 技術提案書の内容は、簡潔に記載するものとする。
- (4) 単体企業、経常建設工事共同企業体、復旧・復興建設工事共同企業体の提出様式及び添付書類は、「6 提出書類一覧表」に示す様式及び添付書類（資料）を提出すること。
- (5) 各様式の添付書類について、各様式の末尾に添付すること。

また、添付書類（資料）が複数の様式の証明に使用し添付書類（資料）を省略する場合は、「様式〇添付書類（資料）参照」と記載するか参照箇所が確認できる目録を添付すること。

## 2 技術提案書の内容

作成する技術提案書の内容は、次表及び様式に基づき記載するものとし、別記様式 1～8 及び別記表紙については、必ず提出する。

記載事項	内容に関する留意事項
【競争参加資格確認申請書】	① 資格確認通知書の写しを添付する。 ② 公告指定地域内に本店がない者は、支店・営業所の所在地と本店との関係を確認できる資料を添付する。
(1) 同種工事の施工実績	① 平成 21 年 4 月 1 日以降に元請けとして、完成、引き渡し完了した工事实績の中から、②に示す当該工事と同種の工事（以下「同種工事」という。）のうち、代表的なものを 1 件記載する。 ② 同種工事は、次の要件を満たす工事とする。 治山工事関係事業における工事（溪間工事、山腹工事、地すべり防止工事、海岸防災林造成の工事（森林整備は除く））とする。 ③ 同種工事として記載した工事が各森林管理局・署等発注工事であつ工事成績評価を実施したものである場合には、工事成績評価通知書の写しを提出すること。なお、評定点が 65 点未満のものは、施工実績として認めない。 ④ 施工実績は、工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期、受注形態等のほか、工事概要（構造形式等）を記載する。 ⑤ 施工実績は、可能な限り、財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）の工事实績情報サービス（以下「CORINS」という。）に登録されている工事から選定する。 ⑥ 共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が 20% 以上の工事に限る。 ⑦ 記載様式は、様式 2 とする。
(2) 配置予定技術者の資格・工事経験	① 主任技術者又は監理技術者の氏名を記載する。 なお、技術提案書提出時に主任技術者又は監理技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格の評価が最も低い者で評価する。 ③ 1 級若しくは 2 級土木施工管理技士の資格を有する者又は、次のいずれかに該当する者。 ・ 1 級建設機械施工技士の資格を有する者。 ・ 技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は建設部門又は農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選

択科目を「建設」、「農業－農業土木」、「農業－農業農村工学」、又は「森林－森林土木」とするものに限る。))の資格を有する者。

・ これらと同等の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。

③ 監理技術者が必要となる工事にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

なお、「これに準ずる者」とは以下の者をいう。

・ 平成 16 年 2 月 29 日以前に交付を受けた「監理技術者資格者証」を所持する者

・ 平成 16 年 2 月 29 日以前に監理技術者講習を受講し、平成 16 年 3 月 1 日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者は、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」を所持する者

④ 主任技術者又は監理技術者が必要となる工事にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が技術提案書の受付日以前に 3 ヶ月以上ある者。

⑤ 主任技術者又は監理技術者の工事経験は、上記①の者が、平成 21 年 4 月 1 日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した同種工事に従事した代表的なものを、次の優先順位に基づき 1 件記載する。

ア 主任技術者又は監理技術者又は現場代理人として経験した工事

イ 上記以外で経験した工事

⑥ ⑤で従事した同種工事が各森林管理局・署等発注工事であつて工事成績評定を実施したものである場合には、工事成績評定通知書の写しを提出すること。なお、評定点が 65 点未満のものは、施工実績として認めない。

⑦ 共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率 20%以上の工事に限る。

⑧ 共同企業体にあつては、構成員のうち 1 社の主任技術者又は監理技術者が同種工事の施工経験を有していればよい。

⑨ 主任技術者又は監理技術者が申請時に従事しているすべての工事の従事状況を記載し、本工事を落札した場合の主任技術者又は監理技術者の配置予定等を記入すること。

⑩ 主任技術者又は監理技術者は、契約締結の日から本工事に配置できる者であること。

ただし、専任で配置すべき工事にあつては、次に掲げる期間の専任は要しない。

ア 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事

	<p>務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)</p> <p>イ 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間</p> <p>ウ 工事完成通知書の受領後、事務手続き等のみが残っている期間</p> <p>⑪ 主任技術者が、工事現場の相互の間隔が直線距離で 10km 程度又は移動時間（舗装道路 40km、未舗装道路 20km の時速で計算）が 60 分以内の近接した二以上の工事を専任する場合、相互の現場の距離を示した図面又は移動時間を記載した里程図等を添付すること。</p> <p>⑫ 契約締結後、CORINS 等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を解除することがある。なお、病休・死亡・退職等真にやむを得ない場合の外は、技術資料の差し替えは認められない。</p> <p>⑬ やむを得ず配置技術者を変更する場合は、次に掲げる場合等とする。</p> <p>ア 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合</p> <p>イ 工場から現地へ工事の現場が移行する時点（橋梁等工場製作を含む工事の場合）</p> <p>ウ 一つの契約工期が多年に及ぶ場合（大規模な工事の場合）</p> <p>いずれの場合であっても、発注者との協議により交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、同種工事の施工経験が当初配置技術者と同等以上の者を配置しなければならない。</p> <p>⑭ 記載様式は、様式 3 とする。</p>
<p>(3) 経営・安全管理等の状況</p>	<p>① 会社としての経営状況、安全管理の状況、労働福祉の状況、国及び地方公共団体等が発注する工事における不誠実な行為の有無、本社等の所在地、各森林管理局・署等の発注する森林土木工事に係る工事成績評定点（該当なしも含む）を記載すること。</p> <p>② 退職金共済事業に加入している加入証明書は必ず添付すること。</p> <p>③ 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入状況確認のため総合評定値通知書の写しを必ず添付すること。</p> <p>④ 記載様式は、様式 4 とするが、不誠実な行為等に該当する場合には詳細な内容を示す書類を添付すること。</p> <p>⑤ 各森林管理局・署等の発注する森林土木工事で工事成績評</p>

	定を受けている場合は、過去2年度分（当年度は除き、65点未満も含む）の平均点を計算した様式4（付表）「工事成績評定の平均点計算書」を必ず添付すること。
<b>【技術提案書】</b>	※ 技術提案書の表紙〔別記表紙〕を必ず添付する。
(4) 企業の施工実績	<p>① 各森林管理局・署等の発注する森林土木工事における低入札価格調査の有無及び評定点、工事表彰の有無を記載し工事成績評定通知書の写しを添付すること。</p> <p>② 記載した低入札価格調査対象工事の工事成績評定通知書の写し及び表彰状の写しを添付すること。</p> <p>③ 記載様式は、様式5とする。</p>
(5) 配置予定技術者の能力	<p>① 主任（監理）技術者として従事した東北森林管理局・署等発注工事の実績、技術士（森林土木）の追加保有の有無、継続教育の実績の有無及び取得ポイントを記載する。</p> <p>② 記載した65点未満の工事の工事成績評定通知書とCORINS登録の写し及び資格者証等の写し並びに継続教育の取得ポイント証明の写しを添付すること。</p> <p>③ 記載様式は、様式6とする。</p>
(6) 地域貢献の状況	<p>① 災害協定活動の実績の有無及び内容、国土緑化活動の取組の有無及び内容、ボランティア活動の実績の有無及び内容、防災活動に関する表彰実績の有無及び内容を記載する。</p> <p>④ 記載した活動実績を証明する資料を添付すること。</p> <p>⑤ 記載様式は、様式7-1及び7-2とする。</p> <p>④ ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組について次に掲げるいずれかの認定の有無について記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等（えるぼし認定、プラチナえるぼし認定等）</li> <li>・次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定、プラチナくるみん認定）</li> <li>・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定）</li> </ul> <p>⑤ 記載した認定を証明する書類を添付すること。</p> <p>⑥ 記載様式は、様式8-1及び8-2とする。</p>

注1) 同種工事の施工実績には、施工証明書、契約書の写し（工事名、工期、発注機関、社印を有する部分及び工事内容が確認できる資料（設計図書等で設計条件が確認できる部分））を添付すること。

なお、CORINSに登録されている各森林管理局・署等が発注した工事を施工実績とする場合については、CORINS登録有無欄にCORINS登録番号を記載することにより工事カルテの写しの添付を省略できるものとする。

注2) 国外での施工実績及び配置予定技術者の経験については、それを証明する施工証明書、契約書の写し、邦文訳等の資料を添付すること。なお、CORINSに登録されている工事を

施工実績とする場合については、工事实績カルテの写し（竣工登録工事カルテ受領書、一般データ、技術データ）をもって施工証明書及び契約書に代えることができる。

注3) 配置予定技術者の経験等には、法令の資格を証明するための資格者証等の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するための健康保険被保険者証等の写し並びに記載した工事に従事したことが確認できる資料（各森林管理局・署等が発注した工事でCORINSに登録されている場合はCORINS登録有無欄にCORINS登録番号を記載することにより工事カルテの写しの添付を省略できるものとする。）を添付するほか、工事内容が確認できる資料（設計図書等）を添付すること。

注4) CORINSで確認できない場合は、入札公告において明示した資格等が確認できる資料の写しを添付すること。

### 3 総合評価落札方式に関する事項

#### (1) 評価の基準

① 加算点付与の考え方は、以下のとおりとする。

評価項目	評価基準	評価点
<b>【企業の施工実績】</b>		
工事成績評定点（過去2年間の平均）	森林管理局・署等（他局を含む）が発注した森林土木工事に係る工事成績評定の過去2年間の平均点について評価する。 （評点が65点未満の工事も含む）	配点 14点
低入札価格調査対象工事の有無（過去2年間）	森林管理局・署等（他局を含む）が発注した森林土木工事について、過去2年間の低入札価格調査対象工事の有無、回数、当該工事の成績評点（未評定、低入調査中も含む）について評価する。	
施工に関する表彰実績（過去10年間）	東北森林管理局・署等が発注した森林土木工事に係る優良工事表彰の過去10年間の実績状況について評価する。	
<b>【配置予定技術者の能力】</b>		
配置予定技術者の施工経験（過去2年間）	主任（監理）技術者として従事した東北森林管理局・署等が発注した森林土木工事における工事成績評定の過去2年間の実績状況について評価する。	配点 7点
配置予定技術者の保有資格（主任（監理）技術者）	1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技士を有する主任（監理）技術者が、追加保有する技術士（森林土木）の資格の有無について評価する。	
継続教育（CPD）の取組状況（過去1年間）	主任（監理）技術者の森林分野又は建設系CPD協議会の土木分野の継続教育の有無及び過去1年間の取得ポイントやその他分野の継続教育の有無について評価する。	

	なお、森林分野以外の取得ポイント証明が複数団体ある場合は、最大の取得ポイントを示す1団体をもって評価する。	
<b>【地域への貢献】</b>		配点 9点
災害協定（防災ボランティア協定を含む）等に基づく活動実績の有無（過去5年間）	東北森林管理局管内における国有林又はその他の災害協定に基づく過去5年間の活動実績の有無について評価する。	
国土緑化活動に対する取組（過去5年間）	東北森林管理局管内における国有林又はその他の国土緑化活動に対する過去5年間の取組実績の有無について評価する。	
ボランティア活動の実績の有無（過去2年間）	東北森林管理局管内における国有林又はその他のボランティア活動の過去2年間の活動実績の有無について評価する。	
緊急応急工事の実績の有無（過去2年間）	東北森林管理局における緊急応急工事の実施対象者の評価以外に、緊急応急工事要請対象者名簿に登録された者についても評価する。 ※該当期間は、令和4年8月1日～令和6年3月31日	
防災活動に関する表彰実績（過去10年間）	東北森林管理局管内における国有林を初めとした国の機関、都道府県や市町村からの防災活動に関する過去10年間の表彰実績の有無について評価する。	
ワーク・ライフ・バランス等の取組	えるぼし、プラチナえるぼし、一般事業主行動計画の策定、くるみん、プラチナくるみん、ユースエールのいずれかの認定等の取得状況等に応じて評価。	
合 計		30点

② 施工体制評価点付与の考え方は以下のとおりとする。

評価項目	評価基準	評価点
『施工体制評価』		
品質確保の実効性	工事の品質管理に関する適切な体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案の品質がより確実に実現できると認められる場合	配点 15点
	工事の品質確保に関する適切な体制が概ね確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案の品質が実現できると認められる場合	
	その他	

施工体制確保の確実性	工事の確実な実施に必要な材料調達及び人員確保等の施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案をより確実に実現できると認められる場合	配点 15点
	工事の確実な実施に必要な材料調達及び人員確保等の施工体制が概ね確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案を実現できると認められる場合	
	その他	
合計		30点

(2) 総合評価の方法等

- ① 「標準点」を100点とし、「加算点」の最高点を30点に、「施工体制評価点」の最高点を30点とする。
- ② 「加算点」の算出方法は、上記(1)評価項目(企業の施工実績、配置予定技術者の能力、地域への貢献、施工計画)について評価した結果、得られた「評価点」の合計を、「加算点」に換算して求める。
- ③ 「施工体制評価点」は、提出された技術提案書等及び施工体制確認資料の内容を、上記(1)②の評価項目(施工体制評価(品質確保の実効性、施工体制確保の確実性))について評価した結果、得られた「評価点」の合計とする。
- ④ 価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値(標準点+加算点+施工体制評価点)÷入札価格、以下「評価値」という。)により行う。
- ⑤ 欠格がある場合は、入札参加を認めないものとする。

(3) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。  
 なお、落札の条件は、次のとおりとする。
  - ア 入札価格が予定価格(税抜き)の制限の範囲内であること。
  - イ 発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、落札者となるべき者の入札価格が、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- ② 上記①において、評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(4) 評価内容の担保

実際の施工に関しては、落札者は施工計画に記載された内容により施工すること。工事完了後の検査の際、履行状況について確認を行う。請負者の責により記載内容が満足出来ない場合には、満足出来ない評価項目ごとに、工事成績評定の点数を3点ずつ減ずることとする。



#### 4 技術資料の審査に関する事項

技術審査における評価項目ごとの留意点は以下のとおりである。

評価項目	評価対象範囲	留意点	様式及び添付資料
<b>【企業の施工実績】</b>			
工事成績評定点（過去2年間の平均）	（期間）過去2年間 （工事）森林管理局・署等（他局を含む）の発注する森林土木工事（治山・林道）	森林管理局・署等（他局を含む）が発注した森林土木工事（治山・林道）に係る工事成績評定の評定点について記載する。 （評点が65点未満の工事も含む）	【様式4】 「工事成績評定通知書」の写し
低入札価格調査対象工事の有無（過去2年間）	（期間）過去2年間 （工事）森林管理局・署等（他局を含む）の発注する森林土木工事（治山・林道）	<ul style="list-style-type: none"> <li>低入札価格調査の有無を記載</li> <li>対象工事がある場合は対象署、工事名、入札年月日、対象工事の無効・未評定・調査中・成績評定点を記載</li> </ul>	【様式5】 <ul style="list-style-type: none"> <li>低入札価格調査を受けた工事の「工事成績評定通知書」の写し</li> </ul>
施工に関する表彰実績（過去10年間）	（期間）過去10年間 （工事）東北森林管理局・署等の発注する森林土木工事（治山・林道）	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事の大臣、長官、局長表彰の有無を記載</li> <li>大臣、長官表彰を優先して代表的なもの1件選択</li> <li>個人への感謝状等は対象としない</li> </ul>	【様式5】 <ul style="list-style-type: none"> <li>代表的なもの1件の「表彰状」の写し</li> </ul>
<b>【配置予定技術者の能力】</b>			
配置予定技術者の施工経験（過去2年間）	（期間）過去2年間 （工事）東北森林管理局・署等の発注する森林土木工事（治山・林道）	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置予定技術者が主任（監理）技術者として従事した工事の成績評定の実績の有無、65点未満の有無を記載</li> </ul>	【様式6】 <ul style="list-style-type: none"> <li>65点未満がある場合は当該工事の「工事成績評定通知書」の写し及び「CORINS」（契約～技術者データ）の写し</li> </ul>

配置予定技術者の保有資格（主任（監理）技術者）	（資格）1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技士を有し、かつ、技術士（森林土木に限る）の資格を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術士（森林土木に限る）の保有の有無、取得年月日を記載</li> <li>・ ただし、様式3で1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技士を有すると認められた者のみを対象</li> </ul>	【様式6】 ・ 「技術士登録等証明書」（選択科目の森林土木が確認できるもの）の写し
継続教育（CPD）の取組状況（過去1年間）	（期間）過去1年間 （対象）森林分野（認証団体：（社）日本技術士会、（社）森林・自然環境技術者教育会）又はその他の継続教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続教育の有無、認証団体、前年度の取得ポイント（CPD時間数、ユニット数など）を単位も含めて記載</li> <li>・ 取得ポイントは森林分野その他の2区分で記載 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他の継続教育は最大の取得ポイントを示す認証団体を優先して1つ記載</li> </ul> </li> </ul>	【様式6】 ・ 1級の「資格者証」の写し（様式3で添付の場合は省略可） ・ 継続教育の「取得証明書」の写し（森林分野、土木分野、その他別に提出）
<b>【地域への貢献・働き方改革】</b>			
災害協定（防災ボランティア協定を含む）等に基づく活動実績の有無（過去5年間）	（期間）過去5年間 （区域）東北森林管理局管内 （内容）東北森林管理局長（青森事務所長を含む）等の国の機関、県知事、市町村長と締結した災害協定に基づく活動実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動実績について代表的なもの1件を記載（国有林の活動実績を優先）</li> <li>・ 協定等の締結のみは対象としない</li> </ul>	【様式7-1】 「協定書」及び「活動報告書」等の写し（代表的なもの1件）

国土緑化活動に対する取組（過去5年間）	(期間) 過去5年間 (区域) 東北森林管理局管内 (内容) 国有林・民有林での分収造林、分収育林等の緑化活動の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動実績について代表的なもの1件を記載（国有林の活動実績を優先）</li> <li>国有林の分収育林には「法人の森」を含む</li> <li>契約書が個人名義の場合は対象としない</li> </ul>	【様式7-1】 「契約書」等の写し（代表的なもの1件）
ボランティア活動の実績の有無（過去2年間）	(期間) 過去2年間 (区域) 東北森林管理局管内 (内容) 国有林でのボランティア活動の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業体の活動実績について代表的なもの1件を記載（国有林の活動実績を優先）</li> <li>個人の活動実績は対象としない</li> </ul>	【様式7-2】 「協力要請文」及び「活動報告書」、「礼状」、「感謝状」、その他活動概要を証明するもの
緊急応急工事の実績の有無（過去2年間）	(期間) 令和4年8月1日～令和6年3月31日 (区域) 東北森林管理局管内 (内容) 緊急応急工事の実績等	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急応急工事要請対象者名簿に登録され、緊急応急工事を実施した者</li> <li>緊急応急工事要請対象者名簿に登録されている者</li> </ul>	【様式7-2】 緊急応急工事の「契約書」の写し登録された「対象者名簿一覧」の写し
防災活動に関する表彰実績の有無（過去10年間）	(期間) 過去10年間 (区域) 東北森林管理局管内 (内容) 防災に関する表彰実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業体の表彰実績について代表的なもの1件を記載（国、県、市町村からの表彰実績）</li> <li>消防活動や個人の表彰実績は対象としない</li> </ul>	【様式7-2】 「表彰状（感謝状）」の写し（代表的なもの1件）
ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組	次に掲げるいずれかの認定を受けている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等（えるぼし、プラチナえるぼし認定等）</li> <li>次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定等（えるぼし、プラチナえるぼし認定等）※1</li> <li>次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん認定、プラチナく</li> </ul>	【様式8-1】及び【様式8-2】 1～3の全項目について、該当又は該当しないものに○を付けること。 該当を選択した場合、それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し、一般

	<p>定、プラチナくるみ ん認定) ・青少年の雇用の促 進等に関する法律 に基づく認定（ユー スエール認定）</p>	<p>るみん認定）※2 ・ 青少年の雇用の促進等 に関する法律（昭和45年 法律第98号。以下「若者 雇用促進法」という。） に基づく認定（ユースエ ール認定）※3 ※1 女性活躍推進法第 9条又は第12条に基づ く認定（第9条に関する ものに対しては、労働時 間等の働き方に係わる 基準を満たすものに限 る。）、同法第8条に基 づく一般事業主行動計 画（計画期間が満了して いないものに限る。）の 届出（常時雇用する労働 者の数が300人以下のも のに限る。）をいう。 ※2 次世代育成支援対 策推進法施行規則等の 一部を改正する省令（平 成29年厚生労働 省令第31号）による改 正後の認定基準に基づ く認定。 同省令による改正前の 認定基準又は同附則第 2条第3項の規定によ る経過措置に基づく認 定。 ※3 若者雇用促進法第 15条に基づく認定を受 けている企業。</p>	<p>事業主行動計画策 定・変更届の写し） を添付すること。  【様式8-2】に ついて（「ワーク・ ライフ・バランス 等の推進に関する 外国法人の確認事 務取扱要綱」第2 条に規定する同要 綱の対象となる外 国法人の場合）に ついて提出</p>
--	--	--	---

※ 各事項、過去〇年間の考え方は、簡素化対象工事の該当年度を基準としており、技術提案書作成要領及び各要領様式に掲げた期間の定義は次のとおり。

- ①「過去1年間」とは、入札日の属する年度の前年度4月1日から前年度3月31日までの1年度間。（令和5年4月1日から令和6年3月31日）
- ②「過去2年間」とは、入札日の属する年度の前々年度4月1日から前年度3月31日までの2年度間。（令和4年4月1日から令和6年3月31日）
- ③「過去5年間」とは、入札日の属する年度の前年度を含めた5年前の4月1日から前年度3月31日までの5年度間。（平成31年4月1日から令和6年3月31日）
- ④「過去10年間」とは、入札日の属する年度の前年度を含めた10年前の4月1日から前年度3月31日までの10年度間。（平成26年4月1日から令和6年3月31日）

## 5 施工体制の審査に関する事項

施工体制に関する審査は、提出された技術提案書等、入札書、工事費内訳書及び追加提出された施工体制確認資料（別添資料のとおり。）並びにヒアリングをもとに、次の各項目について行う。

ただし、入札参加者が提出した技術提案書等、入札書、工事費内訳書及び施工体制確認資料の内容により、施工内容の実現性が確認できると認められる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。

なお、施工体制確認資料の提出をしない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものとしてその者の入札を無効とする。

### (1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、施工体制評価点及び技術提案に係る加算点のうち評価項目「技術提案(施工計画含む)」に係る評価点は与えないものとする。

また、審査の結果、施工体制が十分確保されない場合は、「技術提案(施工計画含む)」の評価点を、下記(2)(3)の施工体制評価により得られた満点に対する得点割合を乗じて少数点第2位を切り捨てた数値に補正し、加算点を算出する。

### (2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申し込みに係る価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申し込みに係る価格が調査基準価格を満たさないときは、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加算する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績表定点における低評価が顕著になるなど、品質確保のための体制その他の施工体制が著

しく確保されないおそれがある特別重点調査（入札説明書による。）の基準に該当する価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に施工体制評価点を加算する。

（３）施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申し込みに係る価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申し込みに係る価格が調査基準価格を満たさないときは、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加算する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある特別重点調査（入札説明書による。）の基準に該当する価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加算する。

## 6 提出書類一覧表

提出にあたっては、技術提案書作成要領、各様式の※印を確認し、添付記載漏れのないよう提出すること。

【競争参加資格確認申請書】	単体申請	共同企業体(注1)		
		企業体として	代表者	構成員
① 提出文書 ・・・ 別記様式1-1	○	○	○	○
② (様式1-2) 提出書類一覧	○	○	○	○
③ 資格確認通知書の写し及び支店・営業所の場合の所在地確認資料	○	○	○	○
④ 同種工事の施工実績	○	○	○	○
⑤ (様式2)に係るCORINS登録や契約書の写し及び工事内容が確認できる資料	○	○ 注2	○	○
⑥ 配置予定技術者の資格・工事経験 ・・・ 別記様式3	○	—	○	○
⑦ (様式3)に係る資格者証の写し及び雇用証明並びに経験を証明する資料又はCORINS登録番号	○	—	○	○
⑧ 経営・安全管理等の状況 別記様式4及び(付表)	○ 様式4 付表	—	○	○
⑨ (様式4)に係る退職金共済事業の加入証明書等の写し及び総合評定値通知書の写し	○	—	○	○
【技術提案書】	単体申請	企業体として	共同企業体(注1)	
【技術提案書】 ・・・ [別記表紙]	○	○	代表者	構成員
⑩ 企業の施工実績 ・・・ 別記様式5	○	○ 注2	○	—
⑪ (様式5)に係る工事成績評定書の写し及び表彰状の写し	○	○ 注2	○	—
⑫ 配置予定技術者の能力 ・・・ 別記様式6	○	—	○	○
⑬ (様式6)に係る工事成績評定書とCORINS登録の写し及び資格者証等の写し並びに継続教育証明の写し	○	—	○	○
⑭ 地域貢献の状況 ・・・ 別記様式7-1及び7-2	○	—	○	—
⑮ (様式7-1及び7-2)に係る活動実績を証明する資料	○	—	○	—
⑯ ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組 ・・・ 別記様式8-1及び8-2	○	—	○	—
⑰ (様式8-1及び8-2)に該当することを証明する書類	○	—	○	—
⑱ 施工計画の実施手順 ・・・ 別記様式9	—	—	—	—
⑲ 施工計画の工程管理 ・・・ 別記様式10	—	—	—	—
⑳ 施工上の課題に係わる技術的所見 ・・・ 別記様式11	—	—	—	—
㉑ 品質管理方法に対する技術的所見 ・・・ 別記様式12	—	—	—	—

注1：共同企業体は経常建設工事共同企業体、特定建設工事共同企業体、復旧・復興建設工事共同企業体をいう。

注2：共同企業体として実績がある場合は添付する。

企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。

【別添】 工事における賃上げの表明した企業等の技術提案書について

○ 総合評価落札方式に関する事項

下記（１）から（３）により、賃上げの表明がある場合は、別紙１（賃）の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」及び【参加資格申請書】の【技術提案書】の提出欄の最後に追記の上、提出願います。（表明のない場合は追記不要。）

（１）評価項目における評価基準及び配点

評価項目		評価基準	配点
企業に関する事項	賃上げの実施を表明した企業等	事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	2点
		事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	
		上記の内容に該当しない	0点

（２）賃上げ実施の表明の方法について

評価項目「賃上げの実施を表明した企業等」で加点を希望する入札参加者は、技術提案書に別紙１（賃）の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を添付の上、提出すること。表明書については、内容に異同がない場合に限り、当該年度における初参加の入札へ提出した当該資料の写しの提出をもって代えることができる。

また、中小企業等については、表明書と併せて直近の事業年度の「法人税申告書別表１」を提出する。

なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。

（３）賃上げ実施の確認について

本項目で加点を受けた契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、契約の相手方の事業年度等が終了した後、契約担当官等が確認を行うため、別紙２（賃）の１又は別紙２（賃）の２の「従業員への賃金引上げ実績整理表」とその添付書類として「法人事業概況説明書」別紙３（賃）又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」別紙４（賃）の提出を求める。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」別紙３（賃）の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額（以下「合計額」という。）を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を決算日（別紙１に記載の事業年度の末日）の翌日から起算して２ヶ月以内に契約担当官等に提出すること。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は別紙３（賃）の「合計額」とする。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」別紙４（賃）の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「㊸ 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」を「人員」で除した金額により比較することとする。暦年単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を翌年の１月末までに契約担当官等に提出すること。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は別紙４（賃）の「支払金額」とす



る。

上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士、公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は別紙5（賃）のとおりである。

なお、上記の確認を行った結果、契約の相手方の賃上げが賃上げ基準に達していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記の書類等が提出されない場合であって、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、当該契約相手方が別途総合評価落札方式による入札に参加する場合には、減点を行う。

共同企業体の実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

この場合における減点の割合は、当該入札における加点に1点を加えた点を減点するものとし、加点に係る得点の合計がマイナスとなった場合には加算点を0点とみなす。

ただし、天災地変等やむをえない事情により賃上げを実行することができなかった場合は、減点措置の対象としない。

経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

別紙1 (賃)

## 従業員への賃金引上げ計画の表明書

### 【大企業用】

当社は、○年度(令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度)(又は○年(令和○年1月1日から令和○年12月31日))において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度(又は対前年)増加率3%以上とする

ことを表明いたします。

従業員と合意したことを表明します。 } ※状況に応じ何れかを選択

### 【中小企業等用】

当社は、○年度(令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度)(又は○年(令和○年1月1日から令和○年12月31日))において、給与総額を対前年度(又は対前年)増加率1.5%以上とする

ことを表明いたします。

従業員と合意したことを表明します。 } ※状況に応じ何れかを選択

### 【以下は、大企業、中小企業等共通】

令和 年 月 日

株式会社○○○○

(住所を記載)

代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

(留意事項)

- 1 この「従業員への賃金引上げ計画の表明書」は大企業と中小企業等で記載内容が異なります。

貴社がどちらに該当するかは、以下により判断いただき、いずれかの記載をしてください。

大企業：中小企業等以外の者をいう。

中小企業等：法人税法第 66 条第 2 項又は第 3 項に該当する者をいう。

ただし、同条第 6 項に該当する者は除く。

- 2 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を当該事業年度終了月の末日から 3 ヶ月以内に契約担当官等に提出してください。

ただし、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 75 条の 2 の規定により申告書の提出期限の延長がなされた場合には、契約担当官等への提出期限を同条の規定により延長された期限と同じ期限に延長するものとします。

なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

- 3 暦年により賃上げを表明した場合には、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を終了月の末日から 3 ヶ月以内に契約担当官等に提出してください。

- 4 上記 2 若しくは 3 の提出書類を確認し、表明書に記載した賃上げを実行していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記 2 若しくは 3 の確認書類を期限までに提出しない場合においては、当該事実が判明した以降の総合評価落札方式による入札に参加する場合、加算点又は技術点を減点するものとします。

- 5 上記 4 による減点措置については、減点措置開始日から 1 年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等から適宜の方法で通知します。

- 6 以下の例に示すような、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者については、減点措置を課さないこととする。

(1) 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。

(2) 各種経済指標の動向等を踏まえ、平成 20 年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。

(3) (1) 及び (2) に該当しない場合であっても、次のような自らの責によらない場合で、かつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名した理由書

の提出があった場合は減点措置を課さないこととする。

- ①自然災害（風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等）や人為的な災害（火災等）等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合
- ②主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合
- ③資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合

など

※「事実を客観的に証する書類」とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定しているが、これに限らない。

## 従業員への賃金引上げ実績整理表

## 1 賃上げ実績

前年(度)の給与 等平均受給額 ①	当年(度)の給与 等平均受給額 ②	賃上げ率 (②/①-1) ×100	賃上げ基準	達成状況
		%	%	達成/未達成

## 2 使用した書類

<input type="checkbox"/>	法人事業概況説明書
【算出方法】「10 主要科目」の(労務費+役員報酬+従業員給料)÷「4 期末従業員等の状況」の計欄」で算出した金額を前年度と比較する	
<input type="checkbox"/>	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表
【算出方法】「1 給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」÷「人員」で算出した金額を前年と比較する	

(注) 使用した書類の左欄の□に「✓」を付してください。

年 月 日  
 株式会社〇〇〇〇  
 (住所を記載)  
 代表者氏名 〇〇 〇〇

## (留意事項)

- 前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」別紙3（賃）又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」別紙4（賃）の写しを添付してください。

## 従業員への賃金引上げ実績整理表

## 1 賃上げ実績

前年(度)の給与 総額 ①	当年(度)の給与 総額 ②	賃上げ率 (②/①-1) ×100	賃上げ基準	達成状況
		%	%	達成/未達成

## 2 使用した書類

<input type="checkbox"/>	法人事業概況説明書
【算出方法】「10 主要科目」の（労務費+役員報酬+従業員給料）で算出した給与総額を前年度と比較する	

<input type="checkbox"/>	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表
【算出方法】「1 給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」で算出した給与総額を前年と比較する	

(注) 使用した書類の左欄の□に「✓」を付してください。

年 月 日  
 株式会社○○○○  
 (住所を記載)  
 代表者氏名 ○○ ○○

## (留意事項)

- 前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」別紙3（賃）又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙4（賃））の写しを添付してください。



12 事業形態	(1) 兼業の状況 (兼業種目) (兼業割合) %		13 主な設備等の状況						
	(2) 事業内容の特異性								
	(3) 売上区分	現金売上 % 掛売上 %							
14 決算日等の状況	売上	締切日	決済日	16 税理士の関与状況	(1) 氏名				
	仕入	締切日	決済日		(2) 事務所所在地				
	外注費	締切日	決済日		(3) 電話番号				
	給料	締切日	支給日		<input type="checkbox"/> 申告書の作成 <input type="checkbox"/> 調査立会 <input type="checkbox"/> 税務相談 <input type="checkbox"/> 決算書の作成 <input type="checkbox"/> 伝票の整理 <input type="checkbox"/> 補助簿の記帳 <input type="checkbox"/> 総勘定元帳の記帳 <input type="checkbox"/> 源泉徴収関係事務				
15 帳簿類の備付状況	帳簿書類の名称				17 加入組合等の状況	(1) 氏名			
						(2) 事務所所在地			
						(3) 電話番号			
						(4) 関与状況			
						<input type="checkbox"/> 申告書の作成 <input type="checkbox"/> 調査立会 <input type="checkbox"/> 税務相談 <input type="checkbox"/> 決算書の作成 <input type="checkbox"/> 伝票の整理 <input type="checkbox"/> 補助簿の記帳 <input type="checkbox"/> 総勘定元帳の記帳 <input type="checkbox"/> 源泉徴収関係事務			
18 18月別の売上高等の状況	月別	売上(収入)金額		仕入金額		外注費	人件費	源泉徴収税額	従事員数
	18月	千円	千円	千円	千円	千円	千円	円	千円 人
	月								
	月								
	月								
	月								
	月								
	月								
	月								
	月								
	月								
	計								
	前期の実績								
19 当期の営業	19 成績の概要								

「18月別の売上高等の状況」欄の単位にご注意願います。



令和 年 分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

署番号

提出用

Header form containing tax authority name, address, business type, and submission details.

Table 1: 給与所得の源泉徴収票合計表 (375) - Summary of wage income tax withholding.

Table 2: 退職所得の源泉徴収票合計表 (316) - Summary of retirement income tax withholding.

Table 3: 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309) - Summary of payment statements for various income types.

Table 4: 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313) - Summary of payment statements for real estate usage fees.

Table 6: 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314) - Summary of payment statements for real estate brokerage fees.

Table 5: 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376) - Summary of payment statements for real estate acquisition consideration.

Form for submission date and tax authority details.

提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。(電子FDMOCDDVD書面その他)

令和 〇〇 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

署番号 〇〇〇〇〇〇

令和 年 月 日提出  
税務署長 殿

税務署 受付印

事業種目 整理番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

住所又は所在地 (フリガナ) 電話 (フリガナ)

氏名又は名称 (フリガナ)

個人番号又は法人番号(注) ※個人番号又は法人番号は複写されません

作成担当者 本店等一括提出 有 〇 否 〇

作成税理士名 税理士番号

代表者氏名 電話 (フリガナ)

控 用

平成28年1月1日以後提出用

○提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。(電子14 FD15 MO16 CD17 DVD18 書面30 その他99)

注)平成27年分以前の合計表を作成する場合には、「個人番号又は法人番号」欄に何も記載しないでください。

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)

区分	人	員	左のうち、源泉徴収税額のない者	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
① 俸給、給与、賞与等の総額					
②のうち、内閣通用の日雇労働者の賃金					
③ 源泉徴収票を提出するもの					
④のうち、源泉徴収票を提出するもの					
災害減免法により徴収猶予したもの					

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)

区分	人	員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
① 退職手当等				
②のうち、源泉徴収票を提出するもの				

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)

区分	人	員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
原稿料、講演料等の報酬又は料金(1号該当)				
弁護士、税理士等の報酬又は料金(2号該当)				
診療報酬(3号該当)				
職業野球選手、騎手、外交員等の報酬又は料金(4号該当)				
芸能等に係る出演、演出等の報酬又は料金(5号該当)				
ホステス等の報酬又は料金(6号該当)				
契約金(7号該当)				
賞金(8号該当)				
④ 計				
⑤のうち、支払調書を提出するもの				
⑥のうち、所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金				
災害減免法により徴収猶予したもの				

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)

区分	人	員	支 払 金 額
① 使用料等の総額			
②のうち、支払調書を提出するもの (摘要)			

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)

区分	人	員	支 払 金 額
① あっせん手数料の総額			
②のうち、支払調書を提出するもの (摘要)			

5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376)

区分	人	員	支 払 金 額
① 譲受けの対価の総額			
②のうち、支払調書を提出するもの (摘要)			

## 【給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表】

### 記載要領

1 この合計表は、OCR用紙で提出する場合に使用する。

#### 2 給与所得の源泉徴収票合計表

(1) 「㊤俸給、給与、賞与等の総額」欄には、給与所得の源泉徴収票の提出省略限度額以下のため給与所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての給与等について記載する。

なお、年の中で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額並びに災害により被害を受けたため、給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めないで記載する。

(2) 「左のうち、源泉徴収税額のない者」欄には、給与所得の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄の金額がゼロとなる者の数を記載する。

(3) 「㊤のうち、丙欄適用の日雇労働者の賃金」欄には、給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の丙欄を適用した給与等の状況を記載する。

(4) 「㊤源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに給与所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。

なお、年の中で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めて記載することに留意する。

(5) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額（給与所得の源泉徴収票の「摘要」欄に記載された所得税額）を記載する。

#### 3 退職所得の源泉徴収票合計表

(1) 「㊤退職手当等の総額」欄には、退職所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての退職手当等について記載する。

(2) 「㊤㊤のうち、源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに退職所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。

#### 4 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表

(1) 「人員」欄には、個人に係るものと個人以外の者に係るものとに区分して記載する。

(2) 「支払金額」欄には、個人及び個人以外の者に対して支払う報酬、料金、契約金及び賞金の支払金額の合計額を記載する。

(3) 「源泉徴収税額」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は含まれないことに留意する。

(4) 「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての報酬、料金等について記載する。

また、「㊤計」欄の「人員」欄の「実」には、「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄の各欄を通じた実人員を記載する。

(5) 「㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。

(6) 「㊤のうち、所得税法第 174 条第 10 号に規定する内国法人に対する賞金」欄には、内国法人に対して支払った所得税法第 174 条第 10 号に規定する馬主が受ける競馬の賞金（金銭で支払われるものに限る。）の支払金額等を記載する。

(7) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額を記載する。

## 5 不動産の使用料等の支払調書合計表

- (1) 「㊤使用料等の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産の使用料等（支払調書の提出を要しないものを含む。）の支払先の人員と支払金額の合計額を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産の使用料等の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。

イ 支店が支払った不動産の使用料等に係る不動産の使用料等の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合

(イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその賃借している不動産の種類

(ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地

ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産の使用料等の支払がないため不動産の使用料等の支払調書の提出を要しない場合 その旨

## 6 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表

- (1) 「㊤譲受けの対価の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の譲受けの対価及び資産の移転に伴い生じた各種の損失の補償金の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の譲受けの対価の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。

イ 支店が支払った不動産等の譲受けに係る不動産等の譲受けの対価の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合

(イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその譲受けた不動産等の種類

(ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地

ロ 租税特別措置法第 33 条（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定土地地区画整理事業等の事業施行者、租税特別措置法第 33 条の 2（交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定住宅地造成事業等のための買取りをする者及び租税特別措置法第 33 条の 4（収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除）に規定する公共事業施行者が、法律の規定に基づいて買取り等の対価を支払う場合 その「事業名又は工事名」及び「買取り等の申出年月日」

ハ 法人又は不動産業者である個人が不動産等への譲受けの支払がないため不動産等の譲受けの対価の支払調書の提出を要しない場合 その旨

## 7 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表

- (1) 「㊤あっせん手数料の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。

なお、この支払調書に記載すべき事項を、「不動産の使用料等の支払調書」又は「不動産の譲受けの対価の支払調書」に記載して提出することによって、この支払調書の作成、提出を省略したものについては、その支払を受けた者の人員及び当該支払金額をそれぞれ「(摘要)」欄に記載する。

- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。

イ 支店が支払った不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料に係る不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合

(イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその売買又は貸付けのあっせんをした不動産等の種類

(ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地

ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払がないため不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の提出を要しない場合 その旨

## 8 税務署整理欄は、提出義務者において記載を要しない。

## 別紙5（賃）

### 1 確認書類の提出方法

- 賃上げ実績の確認時、税理士又は公認会計士等の第三者により「入札説明書等に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面(別紙様式6(賃))又は、(別紙様式7(賃))を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出。
- ※ 内容について、必要に応じて受注者側に確認を行う場合がある。
- ※ 仮に本制度の主旨を意図的に逸脱していることが判明した場合には、事後であってもその後に減点措置を行う。
- ※ なお、賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類をもって賃上げ実績を証明することも可能である。

### 2 「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

- 中小企業等においては、実情に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いずれを採用することも可能。
- 各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価することも可能。
- 入札説明書等に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価することも可能。
- ※ なお、本制度において、企業の賃上げ表明を行う様式には従業員代表及び給与又は経理担当者の記名・捺印を求めており、企業の真摯な対応を期待するものである。
- ※ 例えば、役員報酬を上げるのみとなっている等、実態として従業員の賃上げが伴っていないにも関わらず、実績確認を満足するために恣意的に評価方法を採用することや賃上げを表明した期間の開始前の一定期間において賃金を意図的に下げる等により賃上げ表明期間の賃上げ率の嵩上げを図ること等は、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為と見なされる。
- ※ ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実情を踏まえて判断することも可能とする。

## 【具体的な場合の例】

- 各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみ  
の基本給与と所定内賃金などにより評価する
  - ・ ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等は、継続雇用している給与等受給者への支給額で給与総額等を評価する。
  - ・ 定年退職者の再雇用などで給与水準が変わる者を除いて給与総額等を評価する。
  - ・ ワーク・ライフバランス改善の取組を考慮するため、育児休暇や介護休暇の取得者等、給与水準が変わる従業員等を除いて給与総額等を評価する。
  - ・ 働き方改革を進める中で、時間外労働規制の令和6年4月からの適用に対応するため、計画的に超過勤務を減らしている場合については、超過勤務手当等を除いて給与総額等を評価する。
  - ・ 災害時には昼夜を問わず、一時的に人員も増強してその対応に従事することが求められ、その対価として超過勤務手当等が従業員等に支給される。災害対応は、自ら制御できない年変動があり、このような場合、超過勤務や一時雇用を除いて給与総額等を評価する。
  - ・ 業績に応じて支給する一時金や賞与等を除いて給与総額等を評価する。
  
- 入札説明書等に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完が行われたもので評価する
  - ・ 実績確認に用いるとされた主要科目に一部の従業員の給与が含まれない場合、別途これを考慮して評価する。
  - ・ 実績確認に用いるとされた主要科目に外注や派遣社員の一時的な雇い入れによる労務費が含まれてしまう場合、これを除いて評価する。
  - ・ 実績確認に用いるとされた主要科目に退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払われた給与でないものが含まれてしまう場合は、これを除いて評価する。
  - ・ 役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合は、これを除いて評価する。
  - ・ 令和5年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和5年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年

間の賃上げ実績を評価する。

- ・ 事業年度開始月より後の賃上げについて、次のいずれにも該当する場合には、事業年度開始月よりも後の賃上げ開始月から1年間の賃上げ実績を評価することができる。

①契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること。

※暦年中の賃上げを表明している場合にあつては、当該暦年内に賃上げが行われていること。

②例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること。(意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと。)

※この場合の賃上げ実績の確認時期は、事業年度終了後を基準とするのではなく、当該評価期間の終了時を基準とするため、確認書類の提出期限は、当該評価期間の終了月の末日から3ヶ月以内となる。

※ なお、上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない。

(別紙様式6 (賃)) (第三者が賃上げを認めたことを確認し作成)

## 賃金引上げ計画の達成について

私は、〇〇株式会社が、令和〇年度(令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの〇〇株式会社の事業年度)(又は〇年)において、令和〇年〇月〇日付け「従業員への賃金引上げ計画の表明書」と同等の賃上げを実施したことを別添書類によって確認いたしました。

(同等の賃上げ実績と認めた評価の内容)

(記載例1) 評価対象事業年度においては、〇人の従業員が退職する一方、〇人の新卒採用者を雇用することになり、給与支給総額が〇%増加にとどまったものの、継続雇用している〇人の給与支給総額は〇%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

(記載例2) 評価対象の前事業年度は災害時の応急対策に従事すること等による超過勤務手当が多く発生した(対前年度〇%増加が、評価対象年度においてはその対応がなかったため、超過勤務手当は〇%減と大きく減少した。これらの要因により、給与支給総額は〇%の増加にとどまったものの、基本給総額は〇%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

令和 年 月 日

(住所を記載)

(税理士又は公認会計士等を記載) 氏名 〇〇 〇〇

(添付書類)

- 〇〇〇
- 〇〇〇



(別紙様式7(賃))

(事業者が基本的な体裁を作成し、第三者は計誤り等がないことを確認したこと  
(署名等)のみ記載)

## 賃金引上げ計画の達成について

当社は、令和〇年度(令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社の事業年度)(又は〇年)において、〇人の従業員が退職する一方、〇人の新卒採用者を雇用することになり、給与支給総額が〇%増加にとどまったものの、継続雇用している〇人の給与支給総額は〇%増加していたため、令和〇年〇月〇日付け「従業員への賃金引上げ計画の表明書」と同等の賃上げを実行したものと考えております。

この点について、計算の基礎となる添付資料及び計算過程を添付書類の通り提出します。

令和〇年〇月〇日

(住所)

(法人名) 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

(添付書類)

・ 〇〇〇

・ 〇〇〇

---

上記添付書類により本書類に記載する賃上げ率等が算出されることについて、その計算の基礎となる帳簿その他の資料との不一致や計算誤りがない旨を確認しました。

令和〇年〇月〇日

(住所)

(公認会計士等の氏名)

※ 上記は記載例であり、ここに記載されている例に限定されるものではありません。